

令和2年12月1日更新

## 名護市固定資産税課税免除（税制優遇制度）のご案内

事業用の施設や設備を新設又は増設した場合、その分の固定資産税が課されます。

名護市では、産業の振興及び雇用の拡大に寄与することを目的として、次の①～⑥の地域等で要件を満たした場合に課税免除を行っています。

- ①観光地形成促進地域
- ②情報通信産業振興地域
- ③産業高度化・事業革新促進地域
- ④経済金融活性化特別地区
- ⑤地域未来投資促進法に規定する促進区
- ⑥地方活力向上地域

申請期間 毎年1月  
令和3年度は、新規・継続ともに令和3年1月4日（月）～2月1日（月）  
平日のみ

受付時間 午前8時30分～午後5時  
郵送の場合、令和3年2月1日までの消印有効  
※期限以降の申請は受け付けできません。

受付場所 名護市役所 税務課資産係

提出書類 固定資産税課税免除申請提出書類一覧をご参照ください。

受付場所 名護市役所 税務課

名護市役所 税務課資産税係  
住所：〒905-8540  
沖縄県名護市港一丁目1番1号  
電話：0980-53-1212（内線118）